

令和5年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書（追加）



令和5年9月21日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 4 5 号	四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例再議の件	1

議案第45号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて
住民の意思を問う住民投票条例再議の件

令和5年第3回四万十町議会定例会において、9月15日に議決された「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」については、次の理由のとおり異議があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定により、再議に付する。

令和5年9月21日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

理 由

今般、本定例議会に提案された住民投票条例は、間接民主制を補完する制度として、実質的には議会の意思決定に住民意思を反映させるために行うことを目的としており、直接請求制度は住民が地方自治を考える上で大切な制度であると考えています。

したがって、投票の実施によって条例の目的が達成されることが重要であり、条例の内容に対する的確かつ冷静な判断が必要と考えますが、町民の皆様からの請求を尊重しようとする余り、肝心の条例の中身についての議論や整理が、不十分と言わざるを得ません。

今回直接請求のあった住民投票条例ですが、意見書でも述べたとおり、このまま住民投票を実施したとしても、条例で求めようとしている「町民の意思を明らかにすることや、投票の「結果を尊重する」といった、条例本来の目的を達成することができないものと考えます。その主な理由は、次のとおりです。

- （１） 直接請求により提出された住民投票条例の不備（施設規模の見直しの代替案など）
- （２） 計画の策定や、必要な予算・計画等に対する議決といった経過・タイミングが考慮されていない

以上のことから改めて、今回示された住民投票条例の内容や、このタイミングにおいて住民投票を実施することは、期待した結果を得られ難いばかりか、町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がり兼ねないことから、再議に付すものです。